

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

近畿地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川加古川水系加古川左岸 加古川河川敷緑地河原地区及びその周辺区域の別図に示す区域

2. 指定年月日

令和7年6月27日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

- ・ 広場（加古川河川敷緑地）
- ・ 以上に掲げる施設と一体をなす便益施設（飲食店、シャワー施設、トイレ）、船着場、遊具、広場、園路、ベンチ、シェルター、手洗い場、駐車場、四阿
（準則二十二第3項第一号、第四号、第六号、第十一号に該当）

2. 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 占用の許可を受けた施設（以下「占有施設」という。）及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、周辺住民及び河川利用者等から占有施設等に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- 3) 降雨・水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は使用を中止すること。また、占有施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 4) イベント開催予定日に洪水が予想される場合は、開催を中止又は延期し、河川管理者に連絡すること。
- 5) 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に対して、年一回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。
- 8) 占用の許可期間については、次の（１）の条件を満たすことにより、満了後最大10年まで保証する。ただし、占用の許可期間満了時に、都市・地域再生等占有主体として適切であるか審査を受けること。
 - （１）都市・地域再生等占有主体が河川管理者と調整のうえ、河川管理者に代わって、堤防除草作業に係る清掃工の実施、事業用地外の日常監視・報告及び水質事故時の初動対応支援を行うこと。

第3 都市・地域再生等占有主体

加古川市（準則第二十二第4項第一号に掲げる者）

